HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム報告者に対するコメント・討論(1997年度秋季大会シンポジウム「新農業基本法と北海道農業」)
Author(s)	西村, 直樹; 松木, 靖; 盛田, 清秀
Citation	北海道農業経済研究, 7(2), 55-71
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63172
Type	journal article
File Information	KJ00009065008.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

［北海道農業経済研究　第７巻第２号　1998.９］

シンポジウム報告者に対するコメント・討論

Ⅰ．コメンテイターからのコメント

［清水報告に対するコメント］

西村　直樹（北海道立中央農業試験場）

私に与えられた役割は第一報告「新食糧法と道産米の需給動向」に対するコメントです。報告で清水さんは、WTO体制に組み込まれた日本の米市場の中での道産米の市場評価、あるいは需給動向が今後どうなっていくのかという大変リアルな近況を紹介なさいました。また、米価下落という厳しい情況の中で、北海道稲作は今後どのように対応して行くかのかという問題を大胆に提起されるなど、非常に興味深い報告であったと思います。

そこで、本日の共通論題「新農業基本法と北海道農業」に関連して、何点かお尋ねします。座長解題にもあったように、新農業基本法は検討途上にあり、現在全容が明らかになっていません。その意味で、新政策や新食糧法の延長線上に新農業基本法があるという前提で、これからの議論を進めて行かなければなりませんが、清水報告では新食糧法の影響に限定して報告されましたので、それに関連して三つほど質問します。

一つは、今後、米の品質格差がどのように拡大していくのか、また、品質格差が広がる中で北海道米はどのような位置づけになっていくのかということです。平たく言えばどうすれば北海道米は売れるのかということなのですが、自説があればお答え頂きたいと思います。二つ目は今後の転作に関してです。清水さんは報告の中で全国共通の「とも補償」に触れられましたが、米市場の自由化が進む中で、果たしてこれまでのように転作が強制装置として働いていくのか。強制装置とは言わないまでも、農家の自立的意識を高めながら、強制的に働く装置として政策を組むにはどうしたらいいか、ということについてお考えがあればお聞きしたいと思います。関連して、清水さんがおっしゃった「適地適作」には、例えば小規模で低コスト化が難しい地区、あるいは泥炭地の様にあまり良い米がとれない地区は、大胆に米作りから撤退して転作に力を入れるべきだという意味が含まれているのか否か、お聞きしたいと思います。

それに、三つ目に、清水さんを含めフロアの方々全員にお聞きしたいのですが、「新農業基本法と北海道農業」という場合、担い手層をどう考えるのかが重要と思いますが、その辺をどう考えるのか。清水さんは美味しい米作りと低コスト化を、谷本さん、泉谷さんは離農の激発・土地余り現象と規模拡大圧力の強まりを強調されました。しかし、そうはいいながら、試験場サイドから見れば、

夫婦二人の基幹労働力で20ヘクタールを超すような経営が多数形成されるとは余り思えません。こうした中で担い手像をどう描くのか、あるいは担い手を維持するために必要な政策は何かというような点を、自説があれば展開して頂きたいと思います。非常に簡単ですけれども以上で私のコメントに代えたいと思います。

[泉谷報告に対するコメント]

松木　靖（北海学園北見大学）

泉谷報告はまず最初に、北海道と都府県の兼業農家構造の違い、北海道の労働力市場の狭隘性がいったいどのような内容を持つのかという点、そして兼業農家の今後という三つの課題を提起されました。これは、兼業農家の展開をトレースし、現段階の課題を提起する、ということであろうとお聞きしておりました。非常に内容が多岐に渡りましたので、全てをトレースしコメントすることは、私の能力を超えますので、主に三点をコメントさせて頂きます。

一つは、兼業展開の地域性と関連してです。北海道には、労働力市場の狭隘性を背景に兼業率は低いものの、Ⅱ兼を含めた不安定兼業という構造がある。その兼業を歴史的にトレースすると、石狩川上流域の早くから兼業化した鷹栖町のような小規模地域では、小規模層は兼業しながら、他方では農業からの離脱が進んでいった。中規模層は70年代に入り野菜に集約化しつつ、農閑期には兼業に出るという姿になっていき、この姿が自主流通米の展開のなかで拡大してきている。下流域の空知南部では80年代に入り、大規模層が農閑期に兼業にでるという形になってきた。こうした姿が時代の流れのように報告では取り上げられています。また、近年では、上流域・中流域の大規模経営も農閑期に兼業に出ていく、すなわち劣等地の性格が優等地に出てくると言う形で一般化されるという趣旨の報告だったと思います。

それでは、中流域ないしは下流域の下層は、かつて上流域の下層が見せたような、兼業しながら脱農の準備をしていくという動きを示しているのかどうかということです。この点は、第3報告の農地問題とも関わっているのではないかと思いますので、何かあれば答えて頂きたいと思います。

二点目に、府県と北海道の違いに関して、泉谷さんは自営兼業という点を強調され、北海道の産業構造自体の問題から自営兼業という展開が出来ず、裸のまま労働市場に放りだされ、それが北海道の自営兼業率の低さになっていると指摘されました。自営兼業が、安定的な兼業になり得るかどうか、議論があるところだと思います。北海道の兼業を自営兼業という形で整理していくとすれば、総合的・産業的な施策なりとの結び付きが将来的な政策の方向として出てくるのではないかという点です。

三点目は、第Ⅱ種兼業が少なく、しかも恒常的な勤務が少ないという点です。泉谷さんは、府県と比べて、北海道では跡継ぎ世代ではまあまあ恒常的な勤務があるが経営者世代ではいないといわれました。しかし、北見の非常に小規模な水田農家を見ますと、兼業農家というか、親世帯は農業をやっており、そこにサラリーマン世帯が同居する2世帯住宅の家が結構あります。こういう家が、例えば親世帯が農業者年金をもらい離農するとき、制度上息子に渡せない、息子が認定されないという問題があります。その家は残っていますし、息子世帯もそこに住んでいるのに、兼業農家として家を継承できず、農業から排除されていく構造があるのではないか。それが、北海道でいわゆる安定的なⅡ種兼がでてこない背景にあるのではないか。これは単に農業者年金制度の問題だけでなく、例えば作業受委託に依存しながら兼業農家がやっていくシステムが、分厚い専業層が地域農業を支

えているだけに、北海道では形成されていないのではないか。地域的な労働市場の問題だけではなく、それと相互規定的に存在してきた地域農業の側にも、兼業農家の存在自体を許さないような構造が出来ているのではないかと、最近思っています。この点についてもお考えを是非とも頂きたいと思います。

[谷本報告に対するコメント]

盛田　清秀（農林水産省北海道農業試験場）

基本的に三つのことを申し上げたいと思います。そのうち二つは、現実的・政策論的なこと、もう一つは理論的なことです。谷本報告は全体の方向を極めて適切に整理されており、基本的な現状把握、あるいは問題点把握、それに今後の方向に関して、私も基本的には共通した認識をもっています。

その一つは、報告で繰り返し述べられているように、借地化を踏まえた対策が重要だということです。長尾座長も非常にドラスティックな表現で言われましたが、私もこれが非常に重要ではないかと思っています。と言いますのは、私は昨年の暮れから今年の始めにかけて農業会義のご支援を頂きながら、酪農経営中心に2000戸ほどのアンケートを行いました。このアンケートの基本的な目的は最近の農地取得の実態を把握しようということです。いろいろ調べた中で特徴的なことだけを申し上げますと、第1点は、農地を取得する場合の距離の問題です。一般に自宅周辺に農地を取得することが大事だと言われています。農地取得の実態を調べるために、最近10年間に取得した農地の距離別の分布、面積の距離別の分布、あるいは件数を調べました。それによれば、最近10年間に取得したものはより遠くにあり、さらに最近10年間に借り入れたものがより遠くにあるという分布情況になっています。

二点目は、農家は団地を崩さないように維持しようとしますから、既存農地の隣接情況を気にしながらやっているはずです。調査でも、10年間の一番新しい購入事例について、もともとの農地との隣接情況を聞いております。それによれば、購入の場合、大体6割が隣接しています。しかし、逆に借り入れの場合、4割しか隣接していません。調査農家1980戸余のうち、おおよそ525件が購入、1863件が借り入れです。そうしますと525件×非隣接割合4割ですから、大体200ヵ所の新たな分散が増えている。一方借り入れの場合はどうなっているのかといいますと、6割が隣接していませんから、これを基に計算しますと大体1100ヵ所増えているわけです。このように最近の農地分散は、借り入れ主導で増えているといえます。それに、借り入れの場合は、例えば1件あたりの面積が平均して購入に比べて小さく遠く分散しているという問題もあります。また、最近の借り入れは、将来買うことを目的としていない。調査でも5分の1あるいは4分の1程度しか購入を予定していません。

水田地帯では、斡旋事業の関係で地域的な農地流動システムが作用しています。しかし、酪農地帯ではそれが弱い。おまけに、斡旋事業は売買にターゲットを向けていますから、当然貸借はほったらかしになります。それが相対割合の高さや農地分散割合の高さにつながっているのではないか、と考えております。コメントというよりも、むしろ補強になりますが、現段階の農地流動問題は貸借を無視しては成り立たないし、また担い手問題の安定化、発展も望めないという強い認識を関係者は持つべきであるし、そういう自覚に立った施策を今後やるべきではないかと思います。

二点目は、農家にとっての土地所有の意味・土地のもつことの意味を改めて考えなおす必要があるのではないかということです。土地所有には色々

な意味があると思いますが、心理的・社会的・経済的・経営的に大別できると思います。心理的とは、土地を持ったことで非常に頑張るという気持ちが出てくるということです。社会的とは、これはかなり府県の方で強いと思いますが、要するに家産ということです。農村におけるステイタスシンボルとか、いろいろな意味での農村におけるメンバーシップの象徴ということです。経済的とは、よく言われる資産の一形態として持つという意味で、最近、土地神話はかなり崩れたこともあり若干弱くなったかとは思いますが、こういったものがあります。それからもう一つ、経営的という意味があると思います。土地は長短期信用の担保にもなるし、土地改良投資の基盤になる。それだけでなく借地だとどうしても取り上げのおそれと面積変動の余地があり、経営の安定性が確保出来ない。したがって、機械投資も思うように出来ない等の問題もあります。こうした土地所有の意味を少し整理して、都府県と北海道の違いを考えて見る必要があるのではないかと思います。北海道の場合、経営的な意味が極めて大きいのではないかと私は考えています。

これと関連しますが、北海道と府県の土地所有の意味を言う場合、農家資産における土地の意味、土地の比重をもう少し見ておく必要があるだろうと思います。つまり、北海道の場合、府県に比べて資産蓄積レベルが農家経済調査で見る限りまだまだ低い。しかも、これだけの面的集積がありながら、土地の占めるシェアは府県に比べると更に低い。もちろん「土地価格化現象」がない点が大きい訳ですが、やはり農家にとって、土地は一つの憧れ、本来は資産として持ちたいが、地価下落という情況で当面は購入を見合わせているところだと思います。

私見ばかりで申し訳ありませんが、第三点は、谷本先生にも御見解を伺いたいところがございます。それは、新農基法を問題にする際、一つの焦点である株式会社の土地取得問題を何も言わないではまずいのではないかということです。この是非についてご意見を聞かせて頂きたいと思います。株式会社の土地取得では、認める、認めないという二つの立場があります。その区分で言えば、私は認めても良いのではないかという方です。しかし、認める場合、担保条件・留保が付いており、農地としての利用を完全に担保させるという条件を付け、スペキュレーションを極力排除するという前提つきです。そのために一つは監視体制を強化する。もし違反した場合には強制買い上げ等、違反者に利益を与えないようなシステムを作る。もちろん今でも緩いものはありますがそういうものではなく強力かつ実行性のあるものを作る。それから農業委員会制度、農地管理体制を強化する。逆に言えば、こういうことをきちんと保障しなければ認めないということです。要は、本当に農業的利用しか見込めないシステムが完璧にできれば、真面目な株式会社が農地を取得することを排除する必要はないだろうということです。真面目な、というのは例えば外食産業などの株式会社が自社製品でどうしても均一の質のものを確保したい、それにはどうしても自分でやらないとなかなかうまく出来ない。こうした本当に農業生産をやろうといった場合には認め得るのではないかということです。そうでない場合には徹底的にこれを排除する。逆にいうと、今の農業情勢の中で真面目な発想で株式会社が農地を取得出来るか、という話です。今の農家がぎりぎり耐えているような収益水準でです。もしこれが担保できれば、私は株式会社の農地取得は何ら怖くないと思っています。反対に、こうした前提が保障されなければ、認めるべきではありません。以上については、純粋に個人的意見です。

最後に、谷本先生は、公的保有を充実すべきであるいわれましたが、それがもし可能であるとすると、どれくらいの財政処置が必要なのかという

ことをある程度見通さないと現実味はないと思います。今の財政システムなり租税システムで、それが本当に可能なのかどうか、現実に負担できるかという問題です。そのあたりも補足して頂きたいと思います。

Ⅱ．討論

[**岩崎座長**] それでは、討論に移ります。まず、報告者に、コメンテーターに対する回答からお願いします。

[**清水**] 三点の指摘がありました。まず、北海道として米の販売をどうしていくか、という点です。北海道米の７割程が今業務用に販売されており、今後も業務用販売の視点は崩せない。業務用を安定的に販売するためには価格もあるが、やはり質の問題、安定的な質を確保していくことが重要だと思います。一方で、北海道は気候が冷涼で農薬散布も少ない点やゆきひかりがアトピーの子供たち非常に良いという医者の指摘もあるので、付加価値の高い、差別化商品としての対応もしていく必要がある。

二点目は、転作問題も絡むが、適地適作の問題です。現在、政府米の銘柄別売れ行き状況が発表されている。今回の大綱では、来年産から政府米は売れた分だけ買うとルール化した。例えば10年産は130万トン買うと言っても、実際には売れた分しか買わない。10万トンしか売れなかったら、10万トンしか買わないということをルール化した。しかも、それに合わせ、売れない米は買い上げ制限を行うとしている。そうなると、例えばゆきひかりやほのか２２６は売れないわけで、これをどうするかが問題になってきます。来週には、買わない銘柄とか転作面積などが決まるが、それを見ながら対応を考えていかなければならない。例えば、ゆきひかりは３割程度しか政府が買わないとなれば、残りを自主流通米として買わざるを得ない。その際、金額はどうなるか。まだ分かりませんが、例えば今13,000程度で買い入れてるが、ゆきひかりの場合は１万円とか、ともかく売れるような低価格の設定になっていくと思います。もう一つの対応は、この低価格に耐えられない地域は、その分を転作に回す。適地適作を踏まえ、そうした対応をしていかなければならないと思います。

三点目に、担い手層をどうするのかということですが、私は、今日みえている森川さんとか峰さんとかのように、誇りを持って農業を一生懸命やっていくんだという専業農家を、いかに育てていくかが重要と思っています。しかし、専業農家が今回の米価下落の影響を一番強く受けている。国は収入保険をやると言っているが、例えば専業農家は若干掛け金を高くしても補填率を高くする。兼業農家は農業に余り依存していないので、例えば補填率50％とか低くするという対応も必要ではないかと思います。カナダなどの収入保険制度は州によって対応が違っている。これだけ農業の担い手が多い北海道は、道の予算なども支出し、地域性を持った対応が必要ではないかと思っています。その前提として、経営継続を考えた場合、１万円を割る様な米作りをしていっていいのか、を真剣に考えていかなければならないのではないかと考えています。

[**泉谷**] コメンターからは、１つ目に小規模層の動向について、二つ目に自営兼業の展開について、三つ目に兼業農家の継承の困難さと制度上の問題点についてコメントをいただきました。

まず、これまでの北海道農業における政策は基本的に専業農家育成政策であったといえます。出稼ぎ問題などで北海道の農家はかなり厳しい思いをしましたので、政策の基本方向は間違っていなかったと思います。しかし、兼業もある程度は必

要だろうとも思います。

70年代から北海道の水田地帯における兼業化は進んだわけですけれども、その時期に兼業化した農家が離農する時期にきています。この事態にどう対処するのか。北海道の水田地帯にとっては、これまでに経験したことのない事態に直面しているのだと思います。

北海道においては農家兼業は臨時雇が主体ですが、北見市での調査結果では土木会社で働いている夏場は厚生年金の掛け金を払い、冬場の会社に勤めていない時期は国民年金に戻るという形態がみられます。その中で、厚生年金の支給をうけることができるので65歳をすぎても農業を続け、農業者年金はいらないと考えている農家が見られます。そうなると、70年代からずっと兼業を続けている農家の継承は、北海道で一般的に見られる65歳の農業者年金の受給をきっかけとした経営継承とは異なった形をとる可能性が高くなってきます。

次に、自営兼業についてですが、北海道の場合には府県と比較して非常に少なくなっています。しかし、自営兼業という形で北海道の兼業も考えられないのでしょうか。北海道の場合には府県のように製造業が発達していないため、その下請けとして自営兼業を行うという製造業による自営化は非常に困難だと思われます。しかし、北海道においてもコントラクターのような形での自営兼業が多くなっています。例えば、紋別市の酪農経営の事例ですが、規模拡大を進める中でトラックなどの機械が重装備になっています。それらの機械の稼働率を上げるために、肥料運搬や堆肥運搬などを請け負っています。このように、農業関連事業での自営兼業が展開しつつあります。また、農業基盤整備事業においても、大規模な事業については困難ですが、規模の小さい事業や、自分の圃場は自分で改良した方が農業生産力の発展によい影響を与える場合には、これらを農家が自ら実施できる体制も必要になってきているかと思います。

[**谷本**] 三点コメントを頂きました。まず一点目ですが、盛田さんは畜産農家のアンケート結果から、特に借地による規模拡大で耕地分散が大きくなって行くことを指摘された。規模拡大していくとどうしても借地対応が高くなる。大規模層では5団地から9団地、ちょっとばらつきがあるが10団地以上というのもあり、規模拡大とともに耕地分散は避けられない現象としてある。特に畑の場合には、20haぐらいで10団地以上にもなる。これは都府県でも同じで、100haぐらいになると数えられない程に分散している。しかし、それらが一つになるわけはないし、一つにする必要もないと思います。屋敷の周りに20haぐらいあり、遠くに8ha、5haと3団地ぐらいになっていれば、それはそれでかなり効率的な経営展開が出きるのではないか。しかし、10団地は避けなければならない。一度買ったら俺のものだということは分かるが、もう少し生産手段の考えに撤すべきだと思います。遠くの土地は誰も欲しくない、交換分合のしようがないという事態も見られる。しかし、農家の手でエリアを設定して、交換分合あるいは利用権集積も含めて考えて行かないとダメだと思います。

二番目の問題ですが、農家にとっての土地の意味を考えなおすという指摘でした。確かに心理的、経営的、社会的といろいろな思惑がある。特に戦前は小作農で長い間自分の土地でなかったから、自分の土地にしたいというのが念願だったし、それは今も変わっていない。自作地で拡大したいというのが戦後北海道のエネルギーであったし、今後も変わらないと思う。しかし、無理して自分の土地にすると極端な話、結局農家でなくなってしまうというところまでいってしまう。これでは何にもならないわけで、自作農主義を一部捨てる必要がある。もちろんオーバーローンや借金とセットになっていることもあろうが、もう10ha、20haの土地資産がある。こうした中で、土地の意味をもう少しプラスα的に、生産手段としての考えて

いく必要がある。

三番目、四番目の問題は非常に難しい問題です。私の場合、結論は株式会社の農地参入は否定的で、農地法は守るべきだという考えです。悪いところは買わないでしょう。株式会社はまさに早計で、もっと農業的な手段があるのではないか。地域のお金を投じてでも何とか農業を守る。ぎりぎりのところまでの努力が先だと思います。条件を付けてという話しもあったが、株式の譲渡性は農業から見た時、非常にリスクが大きいと思います。

最後に、公的所有を充実すべきだが、それには幾らぐらいかかるかということでした。例えば30万円の農地の場合、100ha買って3億円。もちろん全部買うのではなく、農業的に利用すべきエリアをゾーニングし、それを買う。これを、標準小作料の8掛けぐらいで貸し付ける。場所が良ければ市民農園を考えてもよい。ちろん持ち続けるのではなく、買える人が出て来たときは売る、あるいは新規参入で入りたい人がいればそのために使うということも考えられると思います。

[岩崎座長] 有難うございました。三人のコメンテーターへの返答を終わらせていただきます。これから、フロアを交えての討論に移りますが、一応、次のような柱で討論していきたいと思います。一つは、新食糧法・WTO体制以降の北海道農業の実態、特に道産米の行方、転作の問題、兼業問題、農地担い手問題、これらを一つの柱としたい。二つは、それを受けて、北海道農業の構造的特質、特に農地や兼業問題、道産米の特質など更に深めたらどうか。三番目に、今日のテーマが「新農業基本法と北海道農業」ですから、政策提言とまでいかなくても、如何なる北海道独自の農業政策が必要かいう点を深めたい。

まず、座長の長尾さんに質問が届いております。三人のレポーターはお疲れでしょうから、ちょっとだけ休んで頂きます。塩沢先生お願いします。

[塩沢（拓殖大学北海道短期大学)] 長尾さんのレジメに次のように書かれています。「基盤整備の経済効果は、米価の引き下げによって消費者余剰に転嫁されたのである。そうであれば基盤整備事業の費用は消費者つまり税金で支払うべきとういうことになる。最近、受益者負担5％の21世紀型パワーアップ事業が出来たので、新たな基盤整備事業における農家の負担軽減は進んでいるが、現在償還中であるそれ以前の基盤整備事業負担金は軽減されていない。お隣りの韓国では、あれだけの関税を受け入れた代償として直接所得補償の他に、基盤整備事業を全額国家負担にして」と。今日、我が国では土地改良事業が大きな負担となっていますが、長尾さんは、その負担金を本来なら国家の助成金・補助金で、あるいは別の方法で軽減すべきであるのにそれをやっていない。これに対し、韓国では直接所得補償の他に基盤整備事業費を全額負担しているといっていますが、それでは、韓国では過去の基盤整備事業の負担金に対し何らかの軽減策をしているのかどうか、もししているのだったら、その内容をお聞かせ頂きたいと思います。といいますのは、日本でもご存じのように、ガットウルグアイラウンドの対策費として6兆円の金を使っていますが、その大部分は低利の、土地改良の土木事業に当てています。それについてはいろいろな批判もありますが、現実にはかなりの金が土地改良事業につぎ込まれています。韓国では、これとどこがどう違うのか、お聞きしたい。

それに、「韓国では直接所得補償の他に」とありますが、その内容と、ヨーロッパでのデカップリングや直接所得補償とどう違うのかについても、合わせてお聞かせ願いたいと思います。

[長尾座長] 改めて質問されますと、実は細かいところを知らないままに書いてしまった、非常に無責任だと反省しています。韓国では、これから直接所得補償をするということと、基盤整備を全額

政府負担するということを決めたということです。これまで韓国では基盤整備を余りやってきていませんので、土地改良は余り進んでいません。水も掛け流し等が多いのではないかと思いました。韓国の高原大学で開催された日韓シンポジウムの団長である太田原先生が、私より詳しいと思いますので、是非補足して頂きたいと思います。

[**太田原（北海道大学）**] 93年ガットウルグアイラウンドを韓国も合意、WTOを受諾しました。韓国政府はこれは政府の責任であると、非常に明確にしました。日本では細川首相がいろいろ言いましたが責任を取るとことは一切しませんでした。韓国ではそこが違っており、首相以下が総辞職するという大変なことをやりました。しかも、それだけではなく、合意・受諾は政府の責任であり、農民に損害を与えるのであれば補償するという考えを明確にしました。93年から直ちにやったのが、基盤整備の農家負担の全額免除で、その当時まだ地方自治制度がありませんでしたので、全額国庫負担としたわけです。それに、もう一つが農地税の免除です。農地税は一種の固定資産税で、これもどれくらいの負担だったかよく確かめてなませんが、この二つは既にやっています。

その後、ミニマムアクセス米が入ってきて、批判が非常に強まってきました。それが直接のきっかけとなり、来年から直接所得補償をするということで、今細かな法律的な詰めをしているという話でした。今おおよそ考えられている直接所得補償の内容は、条件不利地域対策ではなく、全水田に対して1ヘクタール当り60万ウォンの直接所得補償を行なうというものです。韓国の購買力を考えるとかなりの意味を持つ所得補償だと思われます。更に、条件不利地域に対してはほぼ同額、53万ウォンが加算されます。今どういう地域を条件不利地域として指定するかという点を詰めています。更に環境保全型、これはEU的な考え方なのですが、環境保全型農業を行なう場合には、金額はまだ決まっていないようですが、これに加算されるということです。ですから、これには私たちもびっくりしたのですが、内容的に日本は完全に先を超されたと言って良いと思います。ただし、学者の意見、生産者の意見も聞いてきましたが、日本とちょっと情況が違い、学者・研究者には、これはばらまきになると言う意見の人が多かった様です。私たちが交流している方々は、日本のようなインフラの投資が韓国の場合殆ど行なわれていない、水田の基盤整備、農道の整備等に投資するのが先で、直接所得補償をすればお金だけつかんで町にでるようなことにならないだろうかと心配していたようです。逆に言えば、日本のようにインフラがほぼ整備された段階でこそ直接所得補償に意味があり、なぜやらないのか、こういうことです。日本は農業をあきらめたのかということまで言われました。

農家に聞いてみましたが、農家は当然歓迎してますが半ばきょとんとしたところがありました。といいますのは、日本と違い、米価が下がっていないからです。韓国では農民の離村、特に若い人達の離村が非常に激しく、米の生産そのものが絶対的に落ちてきている。自給率は95%、ミニマムアクセスが今4%ですから、あわせても100%にならない。米を一生懸命作っている所では米価は下がっていない上に、プラス直接所得補償ということで大変喜んでいました。

[**岩崎座長**] どうも有難うございました。塩沢先生よろしいですか。

[**塩沢**] 良くわかりましたが、念のために、過去インフラ整備をそれ程やっていないので土地改良事業費負担がそれ程ない、だから、過去の負債への対応策は別に必要ないしやっていないと理解してもいいですか。というのは、北海道では過去の負

債が、こんな米価になったらなお返せない、この負債をどうするかということが大きな問題になっているからです。

[岩崎座長] 非常に教訓的なお話を有難うございました。

それでは清水さんに対する質問です。まず米内山先生ですが、道内限界地帯の稲作をどう考えるかについて、適地適作との関連で、限界地・不適地を切り捨てるのかという質問です。それから寺本さんより転作営農対策について、北大の三島先生より収入保険制度と価格支持制度についての質問が届いております。まず、米内山先生お願いします。

[米内山（北海学園北見大学)] 新食糧法下における米生産を考えた場合に、全国的にいうと北海道はいいじゃないかという議論が出てくるのではないか。そこでどういう理論立てが必要なのか、ということです。それからもう一つ。稲作限界地域は今ほとんどが田畑作経営で、米問題だけで農業経営政策を語るのが難しいというのが現実的ですが、他面で、例えば北見では大体１千ヘクタールの田がありが、ビートも限界、小麦も限界、玉葱も限界という中で、米をすっかり抜いたら土地利用構図が描けない。全てを野菜とはいきませんので、その点をどうするか。経営部長さんとして、また中央会の営農指導部として、何か御見解があればお願いします。

[寺本（専修大学北海道短期大学)] 転作営農対策、全国とも補償について、現行の傾斜配分方式を前提にするのかどうか、あるいは現在のとも補償システムとの相違点など、もう少し詳しくお話し頂きたいと思います。それに、現在道内で地域間とも補償は行われているか、以前はどうなっていたか。その内容、地域などについても、お願いします。ある意味で日本全体から見ると北海道全体が条件不利地域いう側面を持っていると思いますが、そうした中で、各々の地域が生きていくためにどうしたらよいか、についてお考えがありましたら、合わせてお願いします。

[三島（北海道大学)] 所得を確保することは誰も否定しないと思いますが、その手段として価格支持制度や直接所得補償、今問題になっている収入保険などいろいろあります。後二者はアメリカやECで導入しようとしているが、アメリカやECで価格支持制度を放棄したのかというと決して放棄していません。アメリカは確かに不足払い制度を廃止したがローンレートによる価格支持をちゃんと残しています。それからECは、介入価格は下げたが介入価格制度はちゃんと残し、いつでも復活出来る体制にあります。また、アメリカでは不足払い制度を廃止した代償として７年間の期限付で直接所得補償をしている。ECも価格を30%下げる代償に直接所得補償を導入したが、最近の情報では直接所得補償は再検討せざるを得ない実状なっています。

日本では、価格支持制度から直接所得補償へ、あるいは収入保険制度へという脈絡で考える人が多いようですが、必ずしも世界の動きとはマッチしていないと思います。そう考えるきっかけとなったのは、ガット・ウルグアイラウンドの中で直接所得補償あるいは収入保険がＯＫ、緑の政策だと言われていたことで、現実対応として、そういうこともあっていいと思います。しかし、価格支持制度はもはや時代遅れで、これからは所得政策だというようにことを安易に言うべきではないと思います。全中が、価格支持制度はもう無理だから、収入保険を稲作経営安定対策の柱にして政策運動を組んでいくと決めて動いています。来週にも財政的なものも含めて骨格が固まるといわれているので、不用意なことは言えないが、問題は保険と

いう考えです。現在、共済制度で災害補償が行われています。例えば北海道の稲作中核地域であれば、基準単収の最大90%まで補償されます。それを、今度は価格変動を踏まえて保険を導入しようというわけです。国庫補助が十分あれば、野菜で現在やられているような基金制度に基づく価格補填制度になるかと思います。しかし、一般の野菜の場合、80%は国や地方政府が負担しているが、生産者負担が20%あり、しかも補償基準価格はどんどん下げられてきています。また、野菜は14品目が対象になっており、例えば大根が下がっても白菜の価格は良いということがあり、それ程基金が目減りしないのでまだもっているが、単一品目でしかも3兆円もの巨大な生産額を誇る米で収入保険制度を導入した場合、国の財政で負担すればよいといっても限度がある。この1年間で価格が20%もダウンしているから、補填額は6000億円にも達します。国は2000億円しか出さないと言っているから、結局生産者の掛け金をどんどん引き上げざるを得ないという大きな問題を含んでいると思います。その点では、収入保険制度はもう少し議論が十分になされた後、政策要求をすればよかったのではないか。仮にそれがスタートしたとしても国の財政負担を増やすことを最大の目標にしてやらないと、制度が出来たからあとは安心だとは言っていられないと思います。

[岩崎座長] これで清水さんに対する質問は一応閉じたいと思います。清水さんは中央会の所属ですが、ここは学会ですので個人的な見解で結構だと思います。お願いします。

[清水] 三点程ありましたが、まず限界地帯をどう捉えてるかという点です。余りこの問題を強調すると、全国から北海道は限界地帯だから米を作らなくてもいいといわれることにも繋がるのではないかとの意見であったと思います。事実そういう意見もあります。全国で15万haの転作が拡大されましたが、どう配分するかという段階で、国会議員も全中の組合長もほとんど全員が北海道は米を作らなくても良いのではないか、わざわざ作る必要はないのではないかと思っているようです。しかし、私たちは、それはそうだがちょっとまってくれと言っています。

米不足の時に、北海道は全国の2割を復田、全国の耕地面積の13%しかないのにそれ以上に復田を積極的にやりました。北陸・新潟などでは余り復田せずに、北海道が復田したことを私たちはまず第1点に言いたい。何故かというと、そこには米に対する思い入れの大きい生産者がいるということです。それだけきっちり制度的・機能的に対応出来る地域を無視して、日本の水田地域の将来を考えていけるのかという論点で、意見として発しています。これは農水省にはかなり効いています。

では、道内ではどうするかということです。残念ながら道内で限界地帯とされた地域の復田はきちんと行なわれていない。復田の大半は石狩川流域の地域で行われたので、今後の転作配分でも十分に考慮せざるをえないと思われます。いずれにしろ、転作で何を作っていくのかが問題ですが、土地利用型作物では単収を上げると言っています。大豆と小麦と飼料作物で単収を上げ、転作を定着させようという考えです。それにもうひとつ言いたいのは、3年後にまた復田しなければならないことです。今過剰分を緊急に2年間で減らすいうことですから、3年後には何がしかの復田をしなけれなりません。その時に復田してもらう地帯と転作地帯として定着してもらう地帯とを区分けしながら転作誘導をしていかなければならないと思っています。

二点目ですが、転作への対応問題です。まず一つは、とも補償ですが、要は傾斜配分をどうするかだと思います。17万ha近く転作を拡大するわけ

ですが、傾斜配分とするか、一率配分とするか。一率配分の場合、北海道は傾斜配分の場合よりちょっとだけ転作が緩和すると思います。しかし、不公平感は拭い得ないし、また、転作実施率も都道府県、地域や農家によって異なっている。これまでも一農協管内でも転作率の高い人、低い人がおりましたが、今度はそれを全国バージョンで考え、とも補償することにより経済的対応で転作への不公平感を払拭することにあります。

それから三番目、全道でそういうとも補償があったのかということですが、地域によっては行っていたが、全道的にはやっていませんでした。ただし、地域間調整があり、空知・石狩・日胆の間で行っていた。空知は稲作指向型でお金を払い稲作を行い、日胆・石狩はお金をもらって転作を進めている。全国的にもそういうことはあったが、ごくわずかです。

最後に、収入保険制度と価格支持制度ですが、三島先生のご指摘の通りだと思います。私たちが言っているのは、ただ単に販売価格差だけで補填するというのではなく、最低水準を決め、それを下回った場合には最低水準価格を保障するということです。販売価格差補填だけでは、米価が13,000円から9,000円に下がった場合、3,200円の補填が受けられるが、9,000円から8,000円に下がった場合には、差が千円しかなく、手取りが8,800になってしまいます。それでは生産を維持できないので、やはり最低水準、例えば12,000円というレベルを決め、そこまでは絶対補償するというような対応が大事ではないかということです。農水省の考えは、財政構造政策もあり、農業予算の限界もあるので、とにかく走らせてくれということのようです。他省庁との関連で農業予算だけ増やすのは難しいので、現状の農業予算を見直さなければならないとも言っています。例えば、農業予算の中で集落排水という下水道事業もやっている。また、広域農道も農水省の予算でやっている。しかし、こうしたものは自治省とか厚生省、建設省等の予算でやるべきで、農業予算は農家を育成するという点に使うべきではないかと私は考えています。そうしない限り、収入保険にしろ価格支持にしろ、中途半端な中味になってしまうと思っています。

[岩崎座長] 有難うございました。ここで峰さん、森川さんに、今議論になった転作対応、とも補償、それに予算全体の問題で、何かお感じになったことがございましたら発言していただきたいと思います。

[森川（農業・美唄市峰延）] 転作対応ですが、ホクレンがどれくらいで売ってくれるかによって、作付面積が決まると新食糧法が出来た時に思いました。しかし、どうしようのないものだけをホクレンに集めたのでは売るにも売れない。ここは一元集荷を強化するしかないと思います。ほしのゆめが出るまで、道産米の道内消費は37%まで落ちこみました。こうした中で平成5年以降、減反緩和を進めてきましたから、平年作が続けば過剰になるのは分かり切ったことと言えます。

私の経営では全てを水稲にかけていないとはいえ、80～90%の所得を水稲に依存しています。全国の会議では、転作の話しになると一斉に目が北海道に集まってくる。北海道は土地も広いしコスト逓減が出来るから、多用途米を作っても経営が成り立つだろうという錯覚や、北海道米はまずいから、特に北限地域の稲作は止めるべきだとの考えもあると思います。新食糧法ができ、どこか責任の所在が不鮮明になってしまった、という感じがします。個々の判断で米を作れといっても作れるものでないし、自分で全て売れといっても売れるものでもない。米は一年、ひょっとすると三年も四年も保存が効きますから、全体的な需給調整が不可欠です。国際的要因も絡んでくるので全体的な需給調整、転作は絶対に避けられません。し

かし、畑作三品は需要面で限界にきているし、また、空知では降雪期が早いこともあり良質大豆を作るのは困難で、春蒔き小麦も天候不純で打撃を受けます。こうした事情を理解いただき、とも保障も含め、個人の農家にだけ負担が帰属しないように様々助成措置をとること、学会が積極的なアピール活動を行うことを期待しています。

[峰（農業・岩見沢市）] 森川さんと考え方、主張は全く同じです。生産調整が大きな問題となっている中で、生産サイドに立って考えた時、何を作ればいいか、大いに迷います。昭和45年に緊急稲転が始まった時、農業者は単純休耕で対応しました。これは大きな失敗で、転作への真剣な取り組み、適地適作を考えた第４の作物探しが大きく遅れたのも事実です。しかし、現状で、大幅な転作を消化しえる作物を考えるのは、農業者として限界にきています。農業経済学会を始め、農業者や農業関係団体、北海道の皆さんが一つになって考えて頂けたら、と思います。

[岩崎座長] 泉谷報告に対して太田原先生から質問が届いています。要点は、北海道の兼業が矛盾の発散回路たりうるか、ということです。

[太田原（北海道大学）] 矛盾の発散回路たりうるかというと図式的な話になるが、もうすこし兼業を積極的に考えなければいけない、と泉谷報告を聞きながら感じました。松木コメンテーターが非常に上手にまとめてくれたように、階層毎にいろいろな形態、各々のパターンをとりつつ、水田地帯では北海道でも確実に兼業が農家生活に定着しつつある。泉谷さんや座長が言われたように、我々はこれまで、北海道では専業自立を求めてきました。行政も農業団体もそうだったと思います。それをつめていくと、離農か規模拡大かということになり、非常につらい話になります。我々は、兼業問題を出稼ぎ問題に象徴されるような扱いをしてきたが、ここまで来れば、定住条件としての兼業を真剣に考える必要があると思います。それも府県のように、父ちゃんは会社勤めで農業は三ちゃんに押し付けるという兼業の在り方でいいのかということも含めてです。弘前大学の玉さんも主張しているが、ヨーロッパの農家も殆ど兼業農家で、その多くがファームイン的なグリーンツーリズムと結び付くような兼業農家です。それはデンマークに行った時も非常に感じたことで、デンマークの130頭、150頭という酪農家の奥さんは皆別の仕事、学校の先生であったり、役場の職員であったりします。つまり、女性の職業を尊重し、結婚後もその仕事を奪わないということで、お嫁さんがたくさん農村に来るわけです。こうしたことは、北海道でも考えなければならないと思います。そして、100頭以上の酪農家の旦那は、実習生を使って営農しています。我々は夫婦一組を理想と考えてきたのですが、こういうワンマンファーム的な経営を、女性の自立問題と合わせて、真剣に考えないといけないと思います。

泉谷さんから、北海道の労働市場の狭隘性に絡んで、キーワード的に自営兼業が出されました。おそらく水田地帯では既存の労働市場との組み合わせが有力と考えられますが、問題は酪農・畑作地帯や条件不利地帯です。そういうところではもっと農業内部的な、コントラクター的な自営兼業やファームイン的な自営兼業が積極的に出てくることになれば、道の農業政策、農業団体の仕事も新たにいろいろ構想していかなければならないと考えますが、泉谷さんはどのように考えているのか、お聞きしたい。

[岩崎座長] 先程の担い手問題とも絡んでいますので、一緒にお答え頂ければと思います。

[泉谷] まず、新政策でも大規模な専業農家を担い

手として育成していくという考え方が基本にあると思います。しかし、極めて担い手が多いといわれている北海道においても大規模専業農家だけでは農地の維持が困難になっている中で、担い手を専業農家だけに限定するのははたして得策でしょうか。専業農家を育成することは当然ですが、それが兼業農家の切り捨てつながるのでは非常にまずいと思います。兼業農家のような多就業は、現代の資本主義経済の下では極めて悪い就業条件しか確保できません。しかし、多就業には本来的にリスクの分散や遊休労働力利用といった効果もあります。ですから、兼業も含めた多就業がどのような状況の下で有効に機能するのかを考えていく必要があると思います。矛盾の発散回路の問題ですが、北海道での問題は兼業農家がその1代で離農してしまう傾向が強いということに問題があると思います。また、自営兼業の可能性ですが、ファームインの話もでましたが、自営兼業が拡大して雇用を行うようになると、地域の仕事づくりという面での効果もでてきます。その面での可能性がないのかも検討する必要があると思います。

[**岩崎座長**] 有難うございました。谷本報告に関して、土井先生から質問が届いています。劣等地の耕境外移転の問題です。土井先生、質問の趣旨説明をお願いします。

[**土井（北海道大学）**] 谷本さんの資料**表7**に、農地法がスタートして以降の北海道の田と樹園畑と牧草地の動きがまとめられているが、都府県に比べての際立った特徴は、この間合計の耕地面積が25万haぐらい増えていることです。それは何に依るかというと、普通畑が少し減り、牧草地が飛躍的に増えている。これはまさに農業基本法の精神、畜産を選択的に拡大しようというのを北海道が受けて、ここまで来た。しかし、そればかりではなく、畑作・水田が苦しくなってきて、飼料畑に変えているという話しでした。私は、この報告を聞きながら、新農業基本法下の北海道農業はいったいどういう方向を辿るかと考えて見ました。その際、二つファクターがあるように思います。一つは、海外に北海道農業はどう対応するか、もう一つは都府県対北海道の対応です。乳製品がどんどん入ってくるようになり、唯一の原料乳供給地・北海道で酪農をやってはいけないということになれば、牧草地はどうなっていくのか。耕境外に行ってしまうのか、はなはだ大きな問題です。しかし、ここまで牧草地を増やし、原料乳供給地であると同時に飲用乳の供給地域にもなりつつある北海道酪農を、WTO体制下でだまって見過ごしにするわけにはいかないだろうと思います。その点、北海道酪農を、飼料畑をどう誘導していけばいいのか、お考えがあればお願いします。

[**谷本**] 非常に難しい問題です。**図1**は当麻町の事例ですが、当麻町には畜産が殆どなく、飼料畑も殆ど畜産的に利用されていない。十勝のように畜産農家がばらついているところでは、耕境が後退しても借地展開や購入で何とか畜産的に利用はされる可能性はあるが、当麻のようなケースではそれは転作奨励金をもらうだけのエリアになる。他から牧草を集めにくるなら別だが、そうでない限り、ここに地域入植という形で畜産農家を入植させるということは政策的誘導として有り得るかもしれません。そうでもしない限り、畜産に自動的に転換していくことは余り考えられないので、全く作らない形での対応が中心になっていくと思われます。畑作混合地帯では畜産的利用への転換も考えられるが、専業的酪農地帯ではもう草を持て余しており、3番刈なんて全くしない例も見られます。そういう意味で、田・畑が後退し、飼料畑・草地に順次うまく転嫁していくのかというとそんな単純にはいかないと思っています。これはおそらく、今後随所に出てくる問題で、使途と土地の

ミスマッチです。

[岩崎座長] この農地問題はまさに新農業基本法の最大の焦点だと思いますので、フロアの皆さんのご意見を頂きたい。特に、北海道では農地移動が売買中心、土地担保金融で進んできたが、それでいいのかという問題提起がありました。また、株式会社の農地取得に関して、谷本さんと盛田さんとはちょっと差があるような気がしました。その辺を中心に、自由にご意見を伺いたいと思います。

[幸（北海道地域農業研究所）] 私も農地問題に関して大きな関心を持っています。農地を株式会社が取得する点に関してコメンテーターから、真面目にやる企業に対してはある程度認めてもいいのではないかとの話がありましたが、この9月、経団連が食糧、農業に関する意見を発表し、その中で農地法を改正し株式会社が農地を取得できるようにしろと提言している。大企業が農地を取得出来る突破口を何とかして作りたいということが見え見えに感じられます。その点、過去を振り返っても、米の自由化、食管法を改正など、どうしても守らなくてはならないときは体を張っても守って行かないと日本農業の将来展望が抱けないと考えています。東京農工大学の名誉教授の大谷先生がかつて、蟻の一穴という理論を出し、少しでも認めてしまうと、そこが突破口になるということを強調されていたが、農地法の問題はまさにその通りではないか。食管法と同様、農地法も昭和26年にでき、もう50年も過ぎたから今の情勢に合わないという論法が出来つつある。しかし、食管法にしろ農地法にしろ、その時々で実情に合わせいろいろ改正をやってきています。だからこそ、もう半世紀前に出来たもので、今ではおばけような存在だという、錯覚を起すような宣伝が展開されているのだと思います。特に私が心配するのは、例えば初山別で見られたように、ただでも持って行ってくれという農地が中山間地域で出てきていることです。農家や農協でも株式会社が買ってくれるのならそれでいいじゃないかという意見もぼつぼつ耳にしています。それらを捉えて、農家の売る自由、企業の買う自由を認めるべきではないかという論法が出てくるのではないか。私は少なくとも、農地法で農業者以外が農地を持つことを認めないとしないと、蟻の一穴で、農民の為の農地法が崩れてしまう危険性があると思いますので、株式会社が農地を持つことは原則として認めないと言う立場に立つべきなのではないかと思います。

[岩崎座長] コメンテーターの盛田さん、反論が出ましたが、いかがですか。

[盛田] あのぐらい言わないと農地法改正反対の意見しか出ないと思い、ああいう言い方もしました。私が言いたかったのは、これだけ農地が余ってくると農業者だけでは担いきれないところも特に都府県中心に出てくるのではないか、ということです。ただそうは言っても、私個人の気持ちとしては農地法改正反対の方が8割ぐらいあるが、主張したいことはむしろ付帯条件をより厳しくつけるべきであるということです。付帯条件を本当に厳しく運用できれば、株式会社の農地取得を認めても混乱はそうおきないだろう。というのは、今の情況下で農業は絶対もうからない。企業が入ってきても一般的利潤率をあげることは不可能です。家族経営で、地代ぐるみの生活、あるいは自家労賃評価をそれ程高くしないでようやくペイする段階が今の農業の収益性だと思う。そうであれば、本当に農地を農地として農業的にしか利用させないことが出きれば絶対入ってこれない、こう考えます。ただ一番危険なのは、おいしいところだけを取られてしまうことです。確かに北海道のように農業委員会体制がしっかりしているところであ

れば別だが、都府県の場合、大いに不安がある。だから、農地の農業的利用を担保出来るような仕組を作り、それが保証されれば認めてもいいのではないか。逆に言えば、その条件をきちんと定義し、それにイエスと言わない限り認めないということを明確にすべきではないか、ということです。

[**岩崎座長**] 最後に、報告の中でも北海道独自の政策体系、構造が違うのだから税制なり金融制度が違って当然だ、という話しが出ていたが、その点に関して発言をお願いしたい。

[**桃野（農業最先端技術研究協会）**] 急激に進展するグローバル化情報時代の今日、日本人はどれくらい食糧を海外に依存しているか、また10年後、20年後、どのような食糧需給環境におかれるかは概ね知っている筈です。しかし、日本は世界第１、２位の先進経済大国と自認しながら、自分の国の総人口の７倍ないし８倍に及ぶ飢餓人口の存在や、毎日何千人もの餓死者が出ている事態に無関心であるかのように、国内食糧需要に対する海外依存は年とともに増加し続け、今日熱量自給率42%、穀物自給率30%以下といった実態は先進経済大国として許されることではない筈です。正に常に的確に対処しなければならないことを棚上げし続けて来た誤りの現象値です。

永きに亘り誤った政策によって現象化した自給率を短期間に高めることは極めてむつかしいが、そうであればあるほど農業生産体制を先進国らしい科学的な状態に再編する努力が今日の我が国の重要な課題と思います。

“清水さんの報告にありましたように、北海道は基本法農政以降、米に偏った、或いは日本農政が米中心の政策に偏ってしまった”とのご報告に関し、経営学の立場からの見解ですが、技術が進めば進むほど稲作経営も春先の移植期、秋の収穫期以外は労働も資本も生産参加の機会が少なく、おのずから現代経済時にふさわしい健全な経済的発展は不可能です。また10、20、30haと規模を大きくしても、単作的規模拡大では経営の持続的発展はない筈です。規模拡大が経営経済の持続的発展を確かなものに導く条件は、理に叶った経営の複合化、地域・地域の持続的発展を配慮した次元の高い生態系確立への選択であり、そのことは同時に資本及び労働の年間を通じての就農機会を大きくする。そのような為すべき取り組みを約40年間に亘り棚上げし続けて来たと思います。

今日の我が国は非常に危機的な局面にあるが、原点をきちんと整理し、日本農政の根本から正す、そういう意味で北海道の農業は、日本農業再編のモデルを示すことができるのではないでしょうか。例えば稲作をとって見ますと、次元の高い生態系の確立を可能にする経営組織の複合化の契機を阻んでいる制度に玄米検査制があります。即ち玄米検査制と食管制により米糠はどこかに！、したがって稲藁との結合材となって創造されるべきエコシステムを高める経営部門の発生が阻止されて来ました。世界のどこを訪ねても玄米検査をする国はありません。生産者・生産者組織は籾で貯蔵し、消費市場には白米検査を通じて出荷しています。我が国では早くから玄米検査制が一般化していたが、米糠が生産者から完全に取りあげられたのは、第２次世界大戦突入後設定された食管制度でしたが、時代は大きく変わったにも拘わらず今尚解消されていません。このように矛盾にみちた時代錯誤の農政が今日まで受け継がれているところに大きな課題が残っていると思います。玄米検査制度はごく小さな課題です。農地制度・金融制度・農産物輸入制度等の近代化政策を始め、過ぎし半世紀の農政とその現象化を整序し、輝かしい農業再編に向けて努力しなければならないと思います。

[**岩崎座長**] どうもありがとうございました。まだあるでしょうが時間も大分過ぎましたので、討

論を打ち切りたい。最後に座長総括を長尾さんにお願いします。

[座長総括・長尾座長] 正に北海道農業は正念場に立たされており、このままでは2001年まで、特に稲作はもたないのではないかと言われている非常に重要な局面で、実りある論議が出来たと思います。特に、農家の森川さんと峰さんが参加され、有意義なコメントを頂いたことに感謝申し上げたい。

座長が掲げた3本柱で整理すると、まずWTO体制下の北海道農業の体制と現状に関しては、米過剰問題を中心に北海道農業が最大の被害者であり、府県農家は被害の程度が非常に低位であった。そういう面を踏まえて考えると、米過剰がもし今後も意図的に拡大されるとすれば、それは何故か。北海道農業、特に北海道稲作に対する農水省の冷たい仕打ちが滲み出ているような感じがしました。皆さんの報告で明らかになったことは、北海道農業の経営体質が非常に脆弱で、その中味は借金による規模拡大で火の車だということです。緊急的な対策とともに継続的な対策が必要になってきているということだと思います。清水報告では、北海道が大規模専業化で進んできた結果、政府の政策変更の被害を大きく受けてきた。規模拡大も農地取得を中心に進んできた結果、非常に大きな負担になってきている。その反面借地拡大が進まなかったという側面が取り上げられたました。

こうした中で、北海道が兼業に逃れられるかというと、府県と異なり安定的兼業がなかなかなく、非常に不安定な土建業中心の兼業であるとことが指摘された。これを打開する方途として自営兼業の道があるのではないか、という提案がありました。

次に、新農業基本法と北海道農業を考えるとき、緊急措置としては直接所得補償を考えるべきであるとの意見が出ました。また、スーパーL資金も含めたいろいろな資金の元金償還の凍結、利子は支払うにしても、そうした緊急対応が必要ではないか。高利の基盤整備償還金の即時支払い停止が、韓国の例も含めて、政府の政策変更による被害を補償するという意味で必要ではないかとの問題も提起されました。恒久対策として、減反政策と絡めた所得補償ないし収入保険、更に長期的展望として指標価格のような目指す価格を設定し、それ以下に下がった場合に補償するということなどを含めて、シナリオを明快にする必要がある、との意見も出されました。

農地の公的所有も長期的な展望としては必要ですし、農地拡大の負担を軽減していくことも必要ではないか、との意見も出されました。株式会社の農地所有では、盛田さんがわざと憎まれ役をかって論議を引き出されたこともありはっきりしたように思います。幸さんによれば蟻の一穴で許すべきではないという厳しい意見がありましたが、私自身も、この問題は憲法第29条の私有財産保護の問題に関わってくる問題ではないかと思っています。占領GHQが提案した憲法案文には、公共的利用の場合、農地を摂取できるという項目があったのですが、それを日本の官僚が削ってしまった。その結果、外国、特にアメリカ、ヨーロッパよりも私的所有の権限の強い農地の所有状況になっている。憲法にきちっと公的利用の項目を盛り込まない限り、幾ら規制を厳しくしても現行の農地法体系あるいは農地法がいくら変わっても、根本的に農地転用を防止することは困難ではないかと思います。内閣法制局が土地私有財産制を公益性重視で制約すれば別ですが。

いずれにしろ、農政に対して、北海道の独自性をもっともっと中央に言っていかなければならない。北海道だけがスケープゴードになっているということをもう少し強く言う必要があるのではないかと思っております。

[岩崎座長] 長時間に渡り、熱心に討論して頂き

ました。座長が非常にラジカルに提起し、レポーターもコメンテーターもフロアの皆さんもそれに答えるようにかなり激烈な議論になったと思います。これをもちまして北海道農業経済学会のシンポジウムを終了致します。どうも有難うございました。